

■ 8. 教育職員免許状の申請

(1) 一括申請と個人申請

本学在学中の者で本学所定の教育職員免許状取得のための所要単位を修得した場合に限り、授与権者である神奈川県教育委員会に対して、本学が取りまとめて申請（一括申請）を行います。一括申請をした者は、卒業式当日に教育職員免許状が授与されます。

一括申請の手続きをとらない場合、および本学の教育職員免許状取得のための所定の単位に満たないが教育職員免許法に規定された所定の単位を満たしていて免許取得可能な場合は、居住地の管轄の各都道府県教育委員会に対して各自で申請（個人申請）をすることで免許状が授与されます。

(2) 教育職員免許状一括申請の仕方

まず、4月の教育実習判定合格者説明会にて、神奈川県教育委員会へ申請するための「教育職員免許状一括申請願」に記入します。本籍地の記入もあるので事前に確認をしておいてください。また免許状に記載される氏名は常用漢字ですが、やむを得ない理由で戸籍上の表記（字体）を希望する場合は、各キャンパス・支援室に相談してください。

次に10月の免許状一括申請説明会にて、本学の申請により神奈川県教育委員会から作成されてきた「教育職員普通免許状授与申請書」について、署名・記載内容の確認を行います。また、高等学校以降の学歴について学校名称、修学期間・年数等を記入します。中学校免許状を取得する予定の者は、「介護等体験証明書」（原本）を提出してください。なお、免許1件（1種類、1教科）につき、申請手数料（3,300円）および学力に関する証明書作成費用（200円）として、合計3,500円必要となります。納入方法については、説明会で指示します。

(3) 個人申請の時期

各都道府県教育委員会は、2月中旬から4月上旬にかけて、教育職員免許状授与業務のため、個人申請の受付を停止します。そのため個人申請をする場合は、4月中旬以降となります。

ただし、教員採用（含非常勤講師）が決まっている場合は、年度内に申請をしなければ4月からの勤務に支障をきたすため、速やかに当該教育委員会に確認を行ってください。